

学園祭実行委員会について

平成25年7月17日
全学学類・専門学群
代表者会議決定
平成25年11月29日
学生生活支援室会議

(目的)

- 1 全学学類・専門学群代表者会議（以下「全代会」という。）の下部機関として、学園祭の企画・立案及び実施に当たらせるため、学園祭実行委員会（以下「学実委」という。）を置く。

(任務)

- 2 学実委は、次に掲げる事項を任務とする。
 - (1) 運営資金・資材の調達
 - (2) 予算案の作成
 - (3) 決算の報告
 - (4) 予算の配分、会場の調整等学園祭参加団体の管理
 - (5) プログラム・パンフレットの作成
 - (6) 学内外への宣伝活動
 - (7) テーマ等の検討
 - (8) 日程・計画案の作成
 - (9) 全学的視野に立った学実委本部企画の立案及び開催
 - (10) 学園祭実行計画書・学園祭総括報告書の作成
 - (11) 次年度学園祭日程案の作成
 - (12) その他学園祭に関し必要な事項及び全代会から委託された事項

(全代会の承認)

- 3 学実委は、次に掲げる事項について、全代会の承認を得なければならない。

- (1) 学園祭実行計画書
- (2) 学園祭総括報告書
- (3) その他学実委又は全代会が必要と認めた事項

- 4 学園祭実行計画書には以下に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 学園祭運営要領
- (2) 学園祭参加企画リスト
- (3) 予算案
- (4) その他学実委又は全代会が必要と認めた事項

- 5 学園祭総括報告書には以下に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 決算書
- (2) その他学実委又は全代会が必要と認めた事項

(学実委の構成)

- 6 学実委に委員長1名、副委員長2名を置く。

- (1) 委員長・副委員長は、毎年4月中に本取扱い第11項に定める学園祭準備委員会の意見を参考に、学実委の委員として各クラス代表者会議が推薦した者の中から全代会がこれを任命する。

- (2) 委員長・副委員長は、学実委を統括し、任務の実行について、全代会に対し、責任を負う。

7 学園祭実行委員会委員（以下「委員」という。）は、各学類・専門学群ごとに1名以上を当該クラス代表者会議が推薦し、委員長がこれを任命する。なお、委員長は、任命した委員について全代会に報告しなければならない。

- (1) 委員の任命は、毎年4月中に行わなければならない。
- (2) 委員の補充については、随時行うことができる。
- (3) 委員の任期は、委員長によって任命された日から翌年の3月31日までとする。
- (4) 委員が、クラス代表者会議の座長又は副座長を兼任することはできない。ただし、委員が座長・副座長を除くクラス代表を兼任することは、これを防げない。

8 委員長・副委員長及び委員の任命を以て、学実委の発足とする。
(辞任・解任及び離任)

9 委員長・副委員長及び委員の辞任、解任又は離任は、次のように行う。

- (1) 委員の辞任は、委員長に辞意を表明し、学実委の構成員の過半数の承認を得なければならない。
- (2) 学実委の構成員の4分の1以上によって、委員の解任請求がなされ、学実委の構成員の過半数の解任支持があった場合、当該委員は解任される。
- (3) 全代会の構成員の4分の1以上によって、委員の解任請求がなされ、全代会の構成員の過半数の解任支持があった場合、全代会は委員長に対し、当該委員の解任を請求できる。
- (4) 前号の請求があった場合、委員長は学実委に発議し、学実委の構成員の過半数の解任支持により、当該委員を解任する。
- (5) 既に委員になっている者が、クラス代表者会議の座長又は副座長に選出された場合は、ただちに、当該座長又は副座長についての辞意を表明しなければならない。その際、辞任が承認されなかった場合は、委員を離任する。
- (6) 委員が退学、停学又は休学となった場合、委員を離任する。
- (7) 委員長・副委員長の離任は前号を準用する。
- (8) 委員長・副委員長の辞任は、全代会に辞意を表明し、全代会の構成員の過半数の承認を得なければならない。
- (9) 全代会の構成員の4分の1以上によって、委員長又は副委員長の解任請求がなされ、全代会の構成員の過半数の解任支持があった場合、委員長又は副委員長は解任される。
- (10) 委員長又は副委員長が辞任、離任又は解任された場合、全代会は、10日以内に学実委の意見を参考に後任の委員長又は副委員長を任命する。

(学実委の解散)

10 全代会不信任案が成立した場合、学実委は解散する。

(学園祭準備委員会)

11 次年度学園祭の準備を行うため、全代会の下部機関として、学園祭準備委員会（以下「準備委員会」という。）を置く。

- (1) 準備委員会は、次年度学実委が発足するまでの間存続するものとする。

12 準備委員会に代表世話人を置く。

- (1) 代表世話人は複数置くことができる。

- (2) 代表世話人は、毎年度1月中に当該年度の学実委の意見を参考に、準備委員会の委員として各クラス代表者会議が推薦した者の中から全代会がこれを任命する。
- 1 3 代表世話人は、次に掲げる事項を任務とし、その実行について全代会に対し、責任を負う。
- (1) 学園祭準備委員会委員（以下「準備委員」という。）の任命
 - (2) 準備委員会の諸事務
 - (3) その他全代会が必要と認めた事項
- 1 4 準備委員は、各学類・専門学群ごとに1名以上を当該クラス代表者会議が推薦し、代表世話人がこれを任命する。なお、代表世話人は、任命した準備委員について全代会に報告しなければならない。
- (1) 準備委員の任命は、毎年度1月中に行わなければならない。
 - (2) 準備委員の補充については、随時行うことができる。
- 1 5 代表世話人及び準備委員の任命を以って、準備委員会の発足とする。
- 1 6 準備委員会の代表世話人及び準備委員の辞任、解任及び離任は第9項の規定を準用する。
- （その他）
- 1 7 学内行事専門委員会は、学実委及び準備委員会の監督にあたる。
- 1 8 全代会は、学生生活支援室会議の承認を経て、この取扱いを改正することができる。
- (1) この取扱いの改正について、全学生の50分の1以上の署名による発議、全代会の構成員の4分の1以上の発議又は、学実委の構成員の過半数による請求があった場合、全代会はこれを審議しなければならない。
 - (2) 学長からこの取扱いの改正を求められた場合は、全代会はこれを審議しなければならない。
 - (3) 改正の議決については、他の議案と同様に扱う。

附 記

この取扱いは、平成25年12月5日から実施する。